

- 介護保険法第115条の23第3項に規定する介護予防支援事業者（地域包括支援センター）からの委託先事業所の承認申請書類の改正について

改正理由： 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日付け老振発第0331003号、老老発第0331016号）の第2の3運営に関する基準における都道府県が実施する研修について、埼玉県が次のとおりとなっているため、介護予防従事者研修等を拡大したもの。

（埼玉県が実施又は同等とみなす研修）

- ① 埼玉県が実施した「介護予防支援従事者研修」、「介護予防ケアマネジメント研修」又は「新介護予防給付ケアマネジメント従事者研修」
- ② 埼玉県以外の都道府県又は指定都市が実施した「介護予防支援従事者研修」
- ③ （財）長寿開発センターが実施したカリキュラムに介護予防ケアマネジメントの内容が含まれている「地域包括支援センター職員研修」又は介護予防ケアマネジメント研修
- ④ 平成19年1月以降に各都道府県が実施し、カリキュラムに介護予防ケアマネジメントの内容が含まれている介護支援専門員実務者研修、介護支援専門員再研修、又は介護支援専門員更新研修

※申請書は別紙

- 他市町村地域包括支援センター運営協議会の承認済みの介護予防支援等の委託先居宅介護支援事業所のみなし承認について

【みなし承認が必要な理由】

介護予防支援（要支援認定者の介護サービス計画作成）については、地域包括支援センターである介護予防支援事業所が実施することになっておりますが、一部委託することが可能であり、委託できる事業所については地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされています。（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条第1項第1号（平成18年厚生労働省令第37号）

要介護認定においては、有効期限が定められており、有効期限満了の際には更新認定が必要となります。更新認定をした際に、要介護から要支援に軽減される事例が少なくありません。

要介護認定が要介護の状態の間は、介護サービスを利用する際には、居宅介護支援

事業所が介護サービス計画の作成をすることになっており、利用者は全国の居宅介護支援事業所を選択することが可能です。

利用者が、要介護認定の更新認定の際に要介護状態から要支援状態に変更された場合、原則的に介護計画作成は、地域包括支援センターである介護予防支援事業所が計画作成を担当することになります。

しかしながら、更新認定以前から担当している居宅介護支援事業所は利用者との関係性も構築され、利用者の生活等の把握も行われていることから、介護計画の作成者が変更されることで、利用者に不利益が生じる可能性があります。

他市町村、特に県外の居宅介護支援事業所が更新認定前に担当していた場合は、居宅介護支援事業所と市内の地域包括支援センター（介護予防支援事業所）との引継ぎに時間要することもあり、利用者の不利益に繋がりがねず、計画が作成できないために、サービス提供が中断される可能性もあります。

現在、行田市地域包括支援センター運営協議会は年2回の開催にて、介護予防支援を委託できる居宅介護支援事業所の承認の議を経ておりますが、利用者の利益を守り、円滑なサービス利用の継続及び事務の効率化を図るために、他市町村地域包括支援センター運営協議会で委託承認を受けている居宅介護支援事業所については、必要書類の提出により、行田市地域包括支援センター運営協議会のみなし承認を実施してよしか伺います。

※申請書は別紙